その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier２資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier２資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2　「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ロ⑽に規定する単体自己資本比率をいう。

3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4　「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。

5　本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第５条第１項又は第７条第１項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

6　「その他Tier１資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

7　「Tier２資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

8　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

9　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　　目	前期末	当期末	項　　目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目　(C)		
資本準備金			自己資本総額（A＋B＋C）(D)		
その他資本剰余金					
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金					
その他			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△			
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△			
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額		